防衛省における令和３年３月１日以降に契約を締結する業務に係る特例措置について

当該業務に係る業務費算出につきましては、「令和２年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和２年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

令和３年３月から適用する「令和３年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和３年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新単価」という。）は旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和３年３月１日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

入札手続上、新単価の適用が間に合わなかった当該業務は当局における設計等技術業務委託契約書第６４条又は事業監理業務委託契約書第５３条に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
北関東防衛局　調達部　調達計画課
宮原、有薗
TEL　０４８-６００-１８２５　（内線２４２０）